

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）
（衆議院送付）

（略）

○委員長（舞立昇治君） 進藤金日子君。

○進藤金日子君 おはようございます。自由民主党の進藤金日子でございます。

今回は質問の機会をいただきまして、委員長、理事の皆様方、また委員の皆様方に感謝申し上げたいというふうに思っています。



漁業災害補償法の一部を改正する法律案に関しまして質問をさせていただきます。

早速ですが、我が国の漁獲量が減少していることにつきましてお尋ねしたいと思えます。

我が国の漁獲量は、1984 年の 1282 万トン

をピークとして、2023 年には 383 万トン、まさに 3 分の 1 以下に大幅に減少しているわけでございます。この漁獲量の減少の要因につきまして水産庁としてどのように分析しているか、お尋ねしたいと思います。

○政府参考人（藤田仁司君） お答えいたします。

委員御指摘のとおり、我が国の漁業、養殖業の生産量は減少してきておりまして、その主な要因といたしましては、1 つは当時入漁しておりました各国の排他的経済水域におけます入漁規制の強化によりまして海外漁場が縮小した、2 つ目といたしましてマイワシの漁獲量の大幅な減少、3 つ目といたしまして漁業就業者や漁船の減少などが挙げられるということでございます。

このほかに、近年におきましては、海水温の上昇ですとか、海流の変化等の海洋環境の変化によります資源への影響やその分布域の変化も影響しているというふうに認識してございます。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

いろいろな要因が絡まったの減少ということだと思いますけれども、海外での漁場の減少ということもありますけれども、よく言われているのが、やはり長期的な漁獲量の減少の中で、外国の漁船だとか IUU 漁業、違法、無報告、無規制、この漁業の影響というものもあるのではないかというふうに聞かれるわけでありまして。

まさに、自然的な要因の部分についてはいろいろと対策難

しいんですが、ある意味人為的な要因の部分については徹底してそこは対策を強化していただきたいというふうに思います。

次に、近年特に漁業に重大な影響を及ぼしている要因の 1 つとして、今御答弁にありましたように、海水温の上昇を始めとした海洋環境の変化というのが挙げられているわけですが、海洋環境の変化が漁業に及ぼす影響につきまして、その具体的な内容をお尋ねしたいと思います。

○政府参考人（藤田仁司君） 委員御指摘のとおり、非常にいろんな海洋環境の変化、資源の変化が、漁業ですとか地域の水産の関連産業にも大きな影響を与えているというふうに認識してございます。

例えば、日本海側ではスルメイカですとか、太平洋側ではサンマ、北海道などではサケの漁獲量が大きく減少いたしまして、長期間不漁となっております。一方で、ブリですとかフグがこれまで余り漁獲されていなかった北海道で漁獲されるようになるなど、かなり資源ですとかその分布の変化が見られているという状況でございます。

また、水産生物のその産卵場など水産資源にとって重要な場となっている藻場、干潟につきましましては、近年、海水温の上昇や食害生物等によりまして衰退、喪失するといったそ焼が全国で拡大しているというふうに認識してございます。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

太平洋側のサンマ、日本海側のスルメ、また北海道のサケといった、そういった減少と来遊魚種の変化ということもあるんだろうというふうに思います。あと、やはり藻場、干潟の減少によって産卵の場所がなかなか失われてきたということ、そういったことが挙げられるわけでございますけれども、この海洋環境の変化による今御答弁にあった漁業への影響に対して、今現状どのような取組をして、今後どのように対応していくのか、お尋ねしたいと思います。

○政府参考人（藤田仁司君） 海洋環境が変化する中で漁業の持続的な発展を実現していくためには、資源管理や藻場、干潟の保全等によりまして水産資源を維持、回復させるとともに、高性能漁船の導入ですとか魚種、漁法の複合化等を通じまして変化する中でも対応できる強い水産業を育てていくことが重要だと認識してございます。



このため、農林水産省といたしましては、科学的な評価に基づきます資源管理の着実な実施、漁場整備や藻場、干潟の保全、創造、高性能漁船の導入やスマート化の推進、

魚種、漁法の複合化や養殖への転換、加工、流通分野におけます魚種の変更への対応などの取組を後押ししているところでございます。

引き続き、漁業の持続的な発展に資するよう、こうした漁業者の取組を後押しすべく、必要な施策に取り組んでまいり

ます。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

今、いろいろな対処方針等御答弁いただきました。その中でも、やはり中長期的に見た場合に、資源管理というのは極めて重要なんだろうというふうに思います。そこは着実に実施していくべきだということは、これはもう全く異論はないわけでございますけれども、最近、漁業の現場の声を聞きますと、資源管理というのは極めて重要なんだと、それはよく分かっていると、それはしっかりやらないといけないんだけれども、どうもその資源管理をやらないといけないという部分と漁業の現場の実感が何か乖離があるような気がするという声があるんですね。

要は、その海洋環境の変化に資源管理、これ研究的な中身も含めて、何となく追いついていないんじゃないかと。やっぱり海洋環境の変化の方が早くて、いろいろ研究だとか資源管理の部分について追いついていない部分があるんじゃないかといった現場の声も聞かれるわけです。毎日漁に出て海洋環境の変化を肌感覚で実感しているのは、やはり漁業者の方々です。是非、その漁業者の方々との感覚と乖離というのをこれ埋めていかないといけない。

そのためには、やっぱりしっかりとタイムリーな漁業者の声を聞きながら、漁業者の皆さんもやはり資源管理は重要だと認識しているので、自主的管理をやらないといけないという声もあるんです。ですから、この自主的管理も含めたこの新たな資源管理というのにも更に検討を深めていくことが重要ではないかなというふうに思いますので、是非その辺も配慮いただければというふうに思います。

次に、漁業災害補償の一部改正法案ですので、この法律の中身について少しお尋ねしていきたいというふうに思います。

まず、これ昭和 39 年、1964 年だと思いますけれども、漁業災害補償のこの法律、この漁業の振興に果たした役割、まあ半世紀以上今たっているの、この漁業災害補償が漁業の振興に果たした役割についてお聞きしたいと思います。

○副大臣（滝波宏文君） お答えいたします。

漁業共済は、漁業災害補償法に基づき、委員御指摘のように、昭和 39 年の制度創設から 60 年余にわたって、自然災害等による損失の補填を通じ、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することをその役割としてまいりました。



累次にわたる漁業災害補償法の改正、今回 9 回目、第 9 次改正となるわけですが、等によりまして、漁業共済の加入率は、現行の漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済が整備された昭和 63 年の 23.6%から、令和 6 年 3 月末時点には 77.6%まで上昇し、漁業共済制度は広く我が国漁業を支える制度となったわけであります。

こうした漁業共済は、その役割を果たすことによって、これまで、台風、赤潮、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の発生といった自然災害等の中で中小漁業者の経営を支えるとともに、我が国漁業の振興に大きく寄与してきたもの

と考えてございます。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

やはり、中小の漁業者の経営安定に大きな役割を果たしてきたんじゃないかということなんだろうと思います。加入率も、滝波副大臣の御答弁にありましたように、1987 年、昭和 62 年ですかね、23.6%から現状 77.6%まで相当上がってきたということでございます。

一方で、加入率も、ちょっと高止まりというんでしょうか、ちょっと停滞しているんじゃないかというような見方もこれあるんですけれども、この漁業共済の加入率につきまして、現状をどのように受け止めて、さらに、今後、加入率の向上に向けた具体的な方策についてお聞きしたいと思います。

○政府参考人（森健君） お答えいたします。

漁業共済の現在の加入率につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、生産金額ベースで 77.6%ということでございます。漁業生産の相当部分の方がカバーされているという状況でございますが、御指摘のとおり、引き続き加入を促進していくということが必要であるというふうに受け止めております。



今回の法律改正におきまして、例えば特約を追加するなど、その漁業者の経営判断で柔軟に経営リスクを安定化させるヘッジを行うといったような選択肢を用意させていただいたところでござい

ます。こうしたことが加入の増加につながるというふうには考えているところでございますし、今後、この加入率向上に向けて、事業運営主体の漁業共済団体と連携協力をして、新しい特約、商品などを現場にしっかりと周知をする、さらに、各漁業者の漁業実態をよく伺って、それぞれの漁業者に合った商品を提案するといったようなことで更に多くの方に加入いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

やはり、特約を付加して、漁業者の自主判断でいろいろなオプションにトライできる、加入できるようにしていく、そこで選択肢を増やして加入率増加させていくというのは現実的なことではないかなと思います。

この特約については後ほどまたお伺いしたいというふうに思いますが、今後の漁業の展開方向の 1 つとして、複合的な漁業への転換というのを言われます。養殖ということとともに複合的な漁業へ転換していくべきだということもあるわけですが、この複合的な漁業への転換を後押しする観点から、本法の改正によって漁業者にどのようなメリットがあるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○政府参考人（森健君） お答えいたします。

現行の漁業共済におきましては、漁業の複合化を図ろうとする、そうした場合も、例えばサンマ棒受け網漁業ですとか

イカ釣り漁業といった漁業種類ごとに契約を締結する必要があるとごいます。このため、漁業種類間、複合化した場合には増減収の相殺効果というのが発生するわけですが、これが今の仕組みでは掛金に反映できないという状況でございします。

今回の法律改正によりまして、漁業種類ごとの従来の契約方式に加えて、複数の共済対象の漁業種類をまとめて締結できる契約方式、これを創設をいたしまして、漁業種類間での増減収の相殺効果を踏まえ、掛金の割引制度、これも導入をするということでございします。

こうした措置によって、海洋環境の変化などに対応して複合的な漁業に取り組もうとする、こういう漁業者の方々が言わば経営判断で柔軟にそのリスクヘッジを行うということが可能となるというようなメリットがあると考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

今の御答弁お聞きして、これまでも我々自民党の中でも随分議論してきたわけですが、やはりこの複合的な漁業をする上で、経営トータルとして今度は漁業の災害補償の対象になっていくということですから、非常にメリットが大きいのかなというふうに思います。また、掛金の割引もあるということでもありますから、また漁業者の方々にもこのメリットのことをしっかりとお伝えをして、そして、その経営の状況に応じて、この漁業災害補償の、共済ですよね、その選択いただけるように、更に情報の提供を始めしっかりと対応いただきたいというふうに思います。



次に、特約について少しお尋ねをしていきたいと思ひます。

共済対象外であります漁業種類を主たる漁業種類にまとめて共済でカバーできる、こういう特約でございします、今も御答弁いただいたわけですが、そういう特約に

ついて、その対象として、例えばウニとかサザエ等の採貝採藻漁業が例示されております。この本特約追加の背景、それからその追加した意義、また具体的に、今ウニ、サザエと例示されているんですが、どのような貝類や海藻類が特約の追加になるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人（森健君） お答えいたします。

沿岸漁業におきましては、地域によって、漁船漁業などの主たる漁業と併せて、ウニ、サザエなどを捕る漁業が副業的に営まれているという漁業実態がございします。こうした採貝採藻漁業、全国津々浦々の沿岸で広く営まれてはおるんですが、具体的にどういったものが捕られているかといったものは地域によって様々でございします。このため、共済の対象にしたいというような現場ニーズはあっても、その保険母数の確保が難しいといったような観点から、言わば保険技術的に漁業共済の対象とできていなかったところでございします。

今回の法律改正では、こうした沿岸漁業の実態に応じて、共済対象外になっている漁業種類についても、副業的に営ま

れている場合には共済対象の漁業種類の生産金額にまとめて算入できると、こういう特約を追加するということにしたところでございします。具体的には、例示をさせていただきましたウニ、サザエなどに限らず、例えば岩ノリなど、広く採貝採藻漁業を算入することができる漁業として対象とすることを想定をしているところでございします。

多くの方々に加入いただけるよう、本特約につきましても、共済団体とも連携協力をしながら、加入推進、取り組んでまいりたいと考えているところでございします。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

追加のところで岩ノリということがございしました。

これ、通告はしていないんですけれども、やはりどういう貝類とか海藻類が今後特約追加になるのかなというのは現場すごい関心あるんですね。そのときに、例えばどのような手法で追加をしていくのか。もちろん保険母数の議論はあると思いますが、これからどのような状況を踏まえて対象を追加していくのか、その見通しというんでしょうか、今後の方針みたいなところがあれば少しお聞かせ願えれば。この種類は言えないかもしれないけれども、これからどういうふうなやり方で追加をしていくつもりなのか、その辺少しお聞かせいただければと思ひます。

○政府参考人（森健君） まず、共済制度そのものが保険の仕組みということですので、その共済の対象にするかしないかといった点については、例えば、その十分な加入ニーズがあるとか、あるいは妥当な掛金水準で保険設計ができるのか、あるいはそのさっき申し上げました保険母数があるのか、さらに損害査定というものは客観的にできるのか等々、要件を満たす必要があるということでございします。

各地域で行われている漁業につきましても、様々なニーズ調査なども踏まえて、こうした要件を満たすものがあれば随時この共済の対象とするというようなことでこれまでも取り組んできているところでございします。

ただ一方で、先ほど申し上げました採貝採藻漁業についても、例えばアワビ、ナマコなどについては、実は対象化されている部分があるんですけれども、それ以外、その共済対象外の漁業として、今回、副業的にやっている場合には合算するというようなもの、対象については、今のところこの採貝採藻で対象になってこなかった、まあ岩ノリですとかサザエなどを想定しておりますが、今後、これも漁業の実態、沿岸漁業のニーズなども踏まえて検討はしていきたいというふうに思っております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

現場現場でそれぞれやはり形態が違っているし、これからのいろいろな副業的なことというのは広がっていくんだろうと思ひます。是非、この種類ありきと、もちろん保険ですからいろいろな諸条件あるのは理解できるんですが、是非とも、現場現場のこれから変化していく漁業の実態、ニーズということをよく踏まえて、意見をお聞きして、そういった中で柔軟にまたそういった共済追加の、特約追加の対象というのものも検討いただければというふうに思ひます。その辺はよろしくお願い申し上げたいというふうに思ひます。

次に、養殖共済についてお尋ねしたいというふうに思ひま

す。

養殖共済については、やはり現場から非常に大きな声というんでしょうか、ニーズが非常に上がっております。そういった中で、いわゆるこの養殖施設、いわゆる網生けすですかね、網生けすごとに損害状況に応じた共済金の支払方式を加える特約追加、これは非常に、私が聞く限りでは、よく追加してくれたというプラスの意見、非常に多いわけですが、もししながら、このプラスになった分、掛金がどれぐらいい上がるんだろうかという不安の声もありまして、この網生けすの特約追加における掛金の水準、どのように設定するかをお聞きしたいと思います。

○政府参考人（森健君） お答えいたします。

今回の法律改正におきますこの養殖共済におきまして、網生けす単位での甚大な被害状況、損害状況に応じても共済金を支払う特約の追加を行うということでございます。この特約の掛金につきましては、コスト高、様々な餌のコスト等も上がっております。こういうコスト高の現状も踏まえて、支払額を調整することによりまして特約による追加掛金を不要とする方向で検討しているという状況でございます。

具体的には、養殖業者から見た場合には、選択肢が2つできると。これは、同一掛金の下で、これまでの従来の商品と、従来の商品と比べて支払額は若干抑えられるけれども支払機会は広がる特約、この新しい商品、この2つの商品から選択を可能とするということでございます。

こういった点についても、共済団体とも連携協力しながら、現場の方にも、考え方、具体的な商品の内容を積極的に周知をしていきたいというふうに考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

農業分野の収入保険のときも、やはり掛金等の問題いろいろございました。しかし、非常にオプションを、経営状況に応じたオプションを設けていただいて、非常に農家の方々喜んで、今加入率が上がってきたということもございます。さらに、今回も2つのタイプで掛金の設定したということでございますので、非常に現場の状況に応じた現実的な対応をされたのかなというふうに思います。

さらに、これから災害の状況というのは複合的になってきますし、養殖の方々もこれからいろんなチャレンジしていくと思います。また、今回のものに限定するということではなくて、状況に応じてまた検討を広げながら、必要であれば更にオプションを追加していくということにつきましても御検討いただければというふうに思います。

続きまして、陸上養殖であります。

これも広がってまいりました。委員長の鳥取のところでも陸上養殖やっておられて、現場見させていただきましたけれども、非常に、JRさんが一緒にやっているところですよ。ああいったところが広がってきたというのは望ましいんじゃないかなと思いますが、この陸上養殖を共済の対象とするについての現在の検討状況、それから今後どのようにしていくのか、その見通しについてお尋ねしたいと思います。

○政府参考人（森健君） お答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、漁業共済は保険の仕組みを取っているわけでございまして、このために、例えば十分な保険母数があること、あるいは客観的な損害査定ができる、具体的には、例えば漁協の協力体制が確保されてい

るといったような、保険として成り立つための要件を満たすことが必要ということでございます。

陸上養殖につきましても、こうした要件を満たしたウナギ養殖業については既に共済対象に追加をしているところでございます。その他の陸上養殖業につきましても、こうした要件が整えば順次対象化に向けて検討を行うこととしていただいております。

私どもとしても、今後、様々な漁業、養殖業が保険として成り立つための要件を満たしていくことを期待をしているところでございますし、必要な相談、助言等は行っていききたいというふうに思っております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

やはり共済というのは極めて重要なセーフティーネットだというふうに思います。現状がこういうふうになっているから共済をこういうふうに変えていくんだということは、もちろんそれはあるわけです、保険でありますから。しかしながら、これだけ海洋環境も変化して、そしてなおかつ地球の温暖化の変化に応じたいろんな事象が起きてくる、自然災害も起きてくる、そういう中にあって、更に多角的にいろんな取組をするときに、なかなか厳しいかもしれないんですけれども、例えば、こういうカバーをするよと、こういう共済がちゃんと準備できるので、準備する用意があるのでトライしていただけますかみたいなこともこれからはあっていいんじゃないかなという気がします。

もちろん軽々にそれは判断できない部分はあるかもしれませんが、ただ、それぐらいのことをしてセーフティーネットでしっかり示していかなかったら、安心して経営にいきめないということあると思いますので、幅広くこの共済の役割ということを御認識いただいて、検討をこれからも続けていただければというふうに思います。

最後になりますけれども、海業の促進というのは非常に今注目を集めています。水産庁の課の中に海業というのが入っている、これはすばらしいことだというふうに思いますが、意気込み感じるんですけれども、この海業の促進も含めた水産業の成長産業化、あとやはり、水産業だけでなく、漁村の振興というのも重要であります。これに向けて、今後の水産政策の方向性につきまして、江藤農林水産大臣の決意をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○国務大臣（江藤拓君） 大変場所によっては非常にいい感じのところもあれば、漁村によっては大変衰退が激しいところもあって、まだら模様だと思っています。ですから、そう



いったところも元気になってもらわなきゃいけない。ただ、農業に比べて平均年齢も低いということもあって、57歳ですか、まだまだそうした、排他的経済水域、領海も世界6

位ですから、そして戦後の、戦中戦後、日本が一番苦しかったときに日本の経済を支えたのはまさに漁業でありますので、これは必ず大きなポテンシャルを私は秘めていると思っています。

それに加えて海業をやるということになってまいりました

ので、私の地元でも、漁港の港で、例えば、昔のスカイラインGT-Rとか、ああいう旧車を集めて何かイベントをやったりとか、様々、そういう広いスペースもあるわけですから、魚を揚げるためのスペースであるということは基本ではありますけれども、少しそこら辺も理解を得ながら、その場所をうまく地域のイベントとかそういった地域振興に使うことは大事だと思います。

そして、加えて言うなら、これからの漁業はやはり科学に基づかなければなりません。資源管理、資源調査、それから、今お話ありましたように、漁業に出ていらっしゃる方々が一番現場のことを知っている。だから、魚探のデータも今度取ることにしました。新たなデータをいろいろ集めて、そして性能のいい漁船で漁に行かないと、私の地元でも、いい巻き網船で漁に出ている人はもうかつていますよ、でも、旧船でやっている人は非常に苦しんでいると。ですから、やはりもうかる漁業とか浜活とか、そういったところの予算もしっかり確保して、意欲のある漁業者に対してしかるべき支援をすることによって、漁村の振興、そして海業も新たなメニューとして取り組んでまいりたいと思っております。

○進藤金日子君 大臣、ありがとうございます。

江藤大臣、やはり現場感覚をしっかりと持っておられる大臣でございますので、是非、今の御答弁にありましたように、やはり大臣の御答弁で漁業者の方々も元気になってくるんだろうというふうに思います。是非、引っ張っていただきまして、また、この水産、日本の復活に向けてみんなでまた頑張っていけないといけないのかなというふうに思います。

最後に少し、今の質疑、御答弁なりをお聞きして感じたことでございますが、海洋環境の変化につきまして、やはり徹底的な原因究明、漁獲量の減少について実効性のある対策を明示することが重要であります。

そのためには、やはり国が責任持って研究等の予算しっかり確保して、研究成果をちゃんとデータで示していくと、これやっぱり重要なのかなと、こういう声が非常に大きいわけであります。

また、環境の変化に対応した漁法、漁場等の新たな開発をすることも必要になってきますが、やはりそのためには一定の資金だとか時間が必要であります。漁業者単独で判断しろと、それは経営の問題だからあなたたちの判断でしょうというのなかなか酷なことがありまして、是非そのところも含めてしっかりと対応いただきたいというふうに思います。

そういったことも含めてしっかり対応いただきますことをお願い申し上げまして、私の質疑を終えさせていただきたいと思います。

どうも御清聴ありがとうございました。